

平成25年3月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(レ)第98号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・岐阜簡易裁判所平成24年(ハ)第1029号)

口頭弁論終結日 平成25年1月17日

判 決

岐阜県 [REDACTED]

控訴人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 見田村 勇磨

千葉県匝瑳市八日市場イ2614番地

被控訴人 タイヘイ株式会社

同代表者代表取締役 折原秀則

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、75万1123円及びうち69万2895円に対する平成13年10月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被控訴人との間で、平成4年7月15日から同13年10月26日までの間に継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をした控訴人が、被控訴人に対し支払った弁済金のうち、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超過する部分を順次元本に充当すると過払金が生じており、被控訴人は悪意の受益者である旨主張して、被控

訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本69万2895円と本件取引の最終取引日である同日までの民法704条前段の法定利息5万8228円及び過払金元本に対する最終取引日の翌日である同月27日から支払済みまで民法704条前段に基づく年5パーセントの割合による法定利息の支払を求めたのに対し、被控訴人が、本件取引に係る上記不当利得返還請求権については、消滅時効が成立するとして争った事案である。

原審が被控訴人の消滅時効の主張を採用して控訴人の請求を棄却したのに対し、控訴人が控訴した。

○ 1 前提となる事実（争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 被控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。（弁論の全趣旨）
- (2) 控訴人は、被控訴人との間で、平成4年7月15日から同13年10月26日までの間、原判決別紙利息制限法に基づく法定金利計算書の「年月日」欄記載の各年月日に、「借入金額」欄記載の各金員を借り入れ、「弁済額」欄記載の各金員を弁済した（本件取引）。（甲1、弁論の全趣旨）

○ 本件取引は、一連の取引（制限利率を超過する利息の弁済が元本に充当された結果、過払金が生じた場合にはこれをその取引においてその後に生じた借入金債務に充当する旨の合意〔以下「過払金充当合意」という。〕を含む取引）であった。（弁論の全趣旨）

- (3) 平成15年7月25日、被控訴人は、ティー・オー・エム株式会社（以下「訴外会社」という。）に対して、本件取引に係る約定利率に基づき計算した貸金債権を譲渡した（以下「本件債権譲渡」という。）。（甲2、4、弁論の全趣旨）

- (4) 平成24年7月19日、訴外会社は、控訴人に対し、被控訴人と訴外会社

との間の本件債権譲渡に係る通知をした。(甲2, 4, 弁論の全趣旨)

(5) 平成24年8月15日、被控訴人は、控訴人に対し、本件取引に係る過払金返還請求権について消滅時効を援用するとの意思表示をした。(甲5)

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 消滅時効の成否

(被控訴人の主張)

ア 本件取引は、控訴人の最終の弁済日である平成13年10月26日に終了しており、同日から既に10年が経過していることから消滅時効が完成し、被控訴人は、控訴人に対して消滅時効を援用する意思表示をしたことから、既に本件取引に係る過払金返還請求権は消滅している。

イ 控訴人の主張に対する反論

本件取引は、極度額の範囲内であればカードで自由に借入れ及び返済ができるものではなく、借入れの際には、その都度電話で被控訴人への申込みを行い、与信審査を行った上で貸し付けるものであるし、ATMカードも発行していない。

(控訴人の主張)

被控訴人は、平成24年7月19日付けで債権譲渡譲受通知書を控訴人に送付し、約定利率に基づく残債務があるとして債権の請求をしており、その他、控訴人は、被控訴人から本件取引の契約書の返還を受けておらず、ATMカードの返還もしていない。そして、本件取引に係る借入金債務又は過払金債権の精算合意はされていないことからしても、同日まで本件取引が継続していたことは明らかである。

(2) 被控訴人の消滅時効の援用は権利の濫用といえるか。

(控訴人の主張)

被控訴人は、制限利率に基づく計算によると、既に本件取引に係る貸金債務は既に消滅していたにもかかわらず、約定利率に基づく貸金債務である。

5万9057円があたかも存在するかのように装って支払請求をしながら、過払金返還請求がなされた途端に消滅時効を援用することは、権利の濫用に当たる。

(被控訴人の主張)

本件債権譲渡に係る通知は、訴外会社がしたものであって、被控訴人が控訴人に対して貸金返還請求をしたものではなく、控訴人の主張は失当である。

第3 爭点に対する判断

1 爭点(1) (消滅時効の成否)について

(1) 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。

(2) そこで、本件取引が終了した時点、つまり、本件取引に係る基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点について検討すると、前記前提事実によれば、控訴人と被控訴人は、本件取引において、原判決別紙利息制限法に基づく法定金利計算書のうち、平成8年3月26日から同13年10月26日の間に係る部分の「年月日」欄記載の各年月日に、「借入金額」欄記載の各金員を借り入れ、「弁済額」欄記載の各金員を弁済したこと、同日以降控訴人及び被控訴人との間で何らの取引もされていないことが認められ、これらの本件取引に係る経過に鑑みると、最終弁済日である同日をもって新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったと推認することができることろ、本件においてはこれを覆すに足りる証拠はなく、また、本件において上記特段の事情があったとは認められないから、同日をもって本件取引は終了し、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、同日から進行すると解するのが相当である。

この点について、控訴人は、平成24年7月19日、本件債権譲渡に係る通知を受けたことを根拠として、少なくとも同日までは本件取引が終了していない旨主張する。

しかし、上記に述べたところに加え、控訴人に対し、本件債権譲渡に係る通知をしたのは訴外会社であることからしても、これをもって控訴人と被控訴人間の本件取引が当該通知日まで継続していたとは認められず、控訴人の主張は採用できない。

以上より、控訴人の被控訴人に対する本件取引に係る過払金返還請求権は、本件取引が終了した平成13年10月26日から10年以上が経過した後の同24年8月15日に、被控訴人が消滅時効を援用したことにより時効消滅したといえるから、控訴人は、被控訴人に対し、本件取引に係る過払金の返還を求めるることはできない。

2 争点(2)（被控訴人の消滅時効の援用は権利の濫用といえるか。）について

控訴人は、本件債権譲渡に係る通知を受けたことを根拠として、被控訴人が本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効を援用することは、権利の濫用である旨主張する。

しかし、被控訴人に対して本件債権譲渡に係る通知をしたのは、被控訴人ではなく訴外会社であることからすると、これをもって、被控訴人の上記消滅時効の援用が権利の濫用に当たると解することはできず、その他、控訴人の主張を認めるに足りる証拠はなく、控訴人の主張は採用できない。

3 結論

そうすると、控訴人の請求には理由がないから、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 針塚 遵

裁判官 戸崎涼子

裁判官 林 敦子

これは正本である。

平成25年3月21日

岐阜地方裁判所民事第1部

裁判所書記官